

市区町村別集計項目(推進体制等)

長野県	
市区町村数	77

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
							有			無	有			無		
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						33	41	29			60					
20	201	長野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	長野市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日	0	みとめあい ささえあい21 第四次長野市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	202	松本市	人権共生課	1	1	1	1	松本市男女共同参画推進条例	2003年6月26日	2003年6月26日	0	第4次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	203	上田市	人権男女共生課	1	1	1	1	上田市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日	0	第3次上田市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	204	岡谷市	企画課	1	2	1	1	岡谷市男女共同参画条例	2004年3月25日	2004年4月1日	0	男女共同参画おかやプランVI	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	205	飯田市	男女共同参画課	1	2	1	1	飯田市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2006年4月1日	0	第6次飯田市男女共同参画計画「ともに生きるいいだプラン」	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	206	諏訪市	地域戦略・男女共同参画課	1	2	1	1	諏訪市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日	0	諏訪市男女共同参画計画「男女いきいき諏訪プラン6」	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	207	須坂市	男女共同参画課	1	1	1	1	須坂市女と男がともに参画する社会づくり条例	2010年12月17日	2010年12月17日	0	第五次須坂市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	208	小諸市	人権政策課	1	2	0	1	小諸市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日	0	男女共同参画こもろプラン7	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	209	伊那市	文化交流課	1	2	1	1	伊那市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日	0	第3次伊那市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	210	駒ヶ根市	総務課	1	2	1	1	駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例	2010年12月16日	2011年4月1日	0	駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパート5」	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	211	中野市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	中野市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年4月1日	0	第3次中野市男女共同参画計画共にい	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
20	212	大町市	まちづくり交流課	1	2	1	1	大町市男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日	0	大町市第3次男女共同参画計画	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	213	飯山市	人権政策課	2	1	1	0	飯山市男女共同参画社会づくり条例	2007年12月25日	2008年2月1日	0	いよいよ男女共同参画プラン21(第4次飯山市男女共同参画計画)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	214	茅野市	茅野市家庭教育センター	2	2	0	1	茅野市男女共同参画基本条例	2001年3月30日	2001年3月30日	0	第3次茅野市男女共同参画計画	2014年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	215	塩尻市	社会教育スポーツ課	1	2	0	1	塩尻市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日	0	塩尻市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	217	佐久市	人権同和課	1	2	1	1	佐久市男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年4月1日	0	第3次佐久市男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1	
20	218	千曲市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1	千曲市男女共同参画推進条例	2012年3月6日	2012年3月6日	0	第4次千曲市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	219	東御市	人権同和政策課	1	2	1	1	東御市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2009年12月21日	0	東御市男女共同参画推進基本計画	2012年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	220	安曇野市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	安曇野市男女共同参画推進条例	2008年12月25日	2009年1月1日	0	第3次安曇野市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
20	303	小海町	生涯学習課	2	2	0	0				0					0
20	304	川上村	総務課	1	2	0	0				2					0
20	305	南牧村	南牧村教育委員会事務局	2	2	0	0				2					0
20	306	南相木村	住民課	1	2	0	0				0					0
20	307	北相木村	住民福祉課	1	2	0	0				0					0
20	309	佐久穂町	住民税務課	1	2	0	1				2	第2次佐久穂町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	321	軽井沢町	軽井沢町教育委員会生涯学習課	2	2	1	1				0	軽井沢町第3次男女共同参画計画 きらめきプラン3	2019年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
20	323	御代田町	企画財政課	1	2	0	0				1					1
20	324	立科町	教育委員会 社会教育課	2	2	0	0				0	立科町男女共同参画長期プランIV	2020年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	349	青木村	住民福祉課	1	2	0	1				0	青木村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	350	長和町	教育課	2	2	0	0				0	長和町男女共同参画計画	2007年4月 ~ 2022年3月	0	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)						
							有			無	有			無			
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
20	361	下諏訪町	総務課企画係	1	2	1	1	1	下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第6次下諏訪町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
20	362	富士見町	生涯学習課	2	2	0	0	0	富士見町男女共同参画社会づくり条例	2005年3月24日	2005年4月1日		富士見町男女共同参画「すずらんVパートナーシップふじみ」	2018年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	0	
20	363	原村	生涯学習課	2	2	0	1	0					原村男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2025年3月	0	1	
20	382	辰野町	生涯学習課	2	2	1	1	1	辰野町男女共同参画社会づくり条例	2006年9月15日	2006年9月15日		ほたるの里男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	383	箕輪町	企画振興課	1	2	1	1	1	箕輪町男女共同参画推進条例	2011年9月21日	2011年10月1日		第2次箕輪町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
20	384	飯島町	飯島町教育委員会	2	2	1	1	0					飯島町男女共同参画プラン5	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	385	南箕輪村	教育委員会事務局	2	2	1	1	0					第4次南箕輪村男女共同参画行動計画	2017年3月15日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	386	中川村	中川村教育委員会事務局	2	2	0	0	0					第4次中川村男女共同参画推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
20	388	宮田村	宮田村教育委員会	2	2	1	1	0					第3次宮田村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
20	402	松川町	松川町教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1		松川町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		第5次松川町男女共同参画推進プラン	2020年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	403	高森町	総務課	1	2	1	1	0					高森町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	404	阿南町	教育委員会 社会教育係	2	2	0	1	0					あなん男女共同参画推進計画	2019年6月 ~ 2024年6月	0	1	
20	407	阿智村	協働活動推進課	1	2	0	0	2									1
20	409	平谷村	住民課	1	2	0	0	0					平谷村男女共同参画推進計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	410	根羽村	住民課	1	2	0	0	2									0
20	411	下條村	総務課	1	2	0	0	0					第6次下條村総合計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	0	
20	412	売木村	住民課	1	2	0	0	0									0
20	413	天龍村	住民課	1	2	0	0	0					第6次天龍村総合計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	0	
20	414	黍阜村	教育委員会	2	2	0	0	0									0
20	415	喬木村	企画財政課	1	2	0	1	0					喬木村男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	0	1	
20	416	豊丘村	教育委員会	2	2	1	0	0					豊丘村男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	0	1	
20	417	大鹿村	住民税務課	1	2	0	0	0					大鹿村男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	422	上松町	住民福祉課	1	2	0	0	0					第6次上松町総合計画	2021年4月 ~ 2030年3月	0	0	
20	423	南木曾町	もっと元気に戦略室(計画)、福祉係・教育委員会(対応窓口)	1	2	0	0	3					第3次南木曾町男女共同参画計画	2013年4月1日 ~ 2023年4月1日	1	1	
20	425	木祖村	住民福祉課	1	2	0	0	0					木祖村健康福祉計画	2020年4月 ~ 2025年3月	0	0	
20	429	王滝村	福祉健康課	1	2	0	0	0									1
20	430	大桑村	総務課 企画財政係	1	2	0	0	0									0
20	432	木曾町	企画財政課	1	2	1	1	0					きそまち男女共同参画第三次基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	446	麻績村	住民課	1	2	0	0	0					麻績村男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	0	
20	448	生坂村	生坂村教育委員会社会教育係	2	2	1	1	0					生坂村男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
20	450	山形村	住民課	1	2	0	0	0					第4次山形村男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
20	451	朝日村	総務課 総務人事係	1	2	1	1	1					第3次朝日村男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	452	筑北村	住民福祉課	1	2	0	0	1									1
20	481	池田町	生涯学習課	2	2	1	1		笑顔輝く池田町男女共同参画まちづくり条例	2004年12月28日	2005年1月1日		池田町男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
20	482	松川村	松川村教育委員会 社会教育課 社会教育係	2	2	1	1		松川村男女共同参画推進条例	2005年3月10日	2005年4月1日		第4次松川村男女共同参画社会推進計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
							有			無	有			無		
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
20	485	白馬村	総務課	1	2	0				0	白馬村第三次男女共同参画社会づくり計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1		
20	486	小谷村	住民福祉課住民係	1	2	0				2					0	
20	521	坂城町	企画政策課	1	2	0				0	第3次坂城町男女共同参画計画(パートナーシップさかき21)	2021年4月 ~ 2031年3月	0	1		
20	541	小布施町	企画財政課	1	1	0	1	小布施町男女共同参画社会推進条例	2001年9月20日	2001年9月20日		第四次小布施町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
20	543	高山村	人権推進室	1	2	0	1	高山村男女共同参画社会づくり条例	2003年3月20日	2003年3月20日		高山村男女共同参画社会づくり計画	2019年4月 ~ 2024年3月	0	1	
20	561	山ノ内町	教育委員会 人権政策室	2	2	1	1				0	第5次やまのうち男女共同参画プラン21	2021年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
20	562	木島平村	生涯学習課生涯学習係	2	2	0	0				0				0	
20	563	野沢温泉村	教育委員会事務局 生涯学習係	2	2	0	0				2				0	
20	583	信濃町	教育委員会	2	2	0	0	男女共同参画社会推進条例	2005年6月20日	2005年7月1日		信濃町男女共同参画社会推進計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
20	588	小川村	総務課	1	2	0	0				0	小川村男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2023年3月	0	1	
20	590	飯綱町	飯綱町教育委員会事務局	2	2	1	1				0	第2次飯綱町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1	
20	602	栄村	民生課	1	2	0	0				0				0	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5						1	4	4	1	0	5	0	0	
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター		380-0814	長野市大字鶴賀西鶴賀町1481-1	026-237-8303	026-237-8304	http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/jinken-danjo/		○		○		○		
20	202	松本市	松本市女性センター	パレア松本	390-0811	長野県松本市中央1丁目18番1号	0263-39-1105	0263-37-1153	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/smph/kurasi/tiiki/jinken/danjo/parea-matsumoto.html		○	○			○		
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	市民プラザ・ゆう	386-0014	長野県上田市材木町1-2-2	0268-27-2988	0268-27-3123	http://www.city.ueda.nagano.jp/jinkendanjo/kurashi/jinken/shiminplaza/index.html		○	○			○		
20	204	岡谷市															
20	205	飯田市															
20	206	諏訪市															
20	207	須坂市															
20	208	小諸市															
20	209	伊那市															
20	210	駒ヶ根市															
20	211	中野市															
20	212	大町市															
20	213	飯山市															
20	214	茅野市	家庭教育センター		391-0002	茅野市塚原1-9-16	0266-73-0888		https://www.city.chino.lg.jp/site/kids/853.html		○	○			○		
20	215	塩尻市															
20	217	佐久市															
20	218	千曲市															
20	219	東御市															
20	220	安曇野市															
20	303	小海町															
20	304	川上村															
20	305	南牧村															
20	306	南相木村															
20	307	北相木村															
20	309	佐久穂町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営				
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
20	321	軽井沢町																
20	323	御代田町																
20	324	立科町																
20	349	青木村																
20	350	長和町																
20	361	下諏訪町																
20	362	富士見町																
20	363	原村																
20	382	辰野町																
20	383	箕輪町																
20	384	飯島町																
20	385	南箕輪村																
20	386	中川村																
20	388	宮田村																
20	402	松川町																
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	あったかてらす	399-3101	長野県下伊那郡高森町山吹435-5	0265-35-5000	0265-35-5033	https://www.facebook.com/attakaterace/	○	○			○				
20	404	阿南町																
20	407	阿智村																
20	409	平谷村																
20	410	根羽村																
20	411	下條村																
20	412	売木村																
20	413	天龍村																
20	414	泰阜村																
20	415	喬木村																
20	416	豊丘村																
20	417	大鹿村																
20	422	上松町																
20	423	南木曾町																
20	425	木祖村																
20	429	王滝村																
20	430	大桑村																
20	432	木曾町																
20	446	麻績村																
20	448	生坂村																
20	450	山形村																
20	451	朝日村																
20	452	筑北村																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等				単 独	複 合	施設管理			事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
20	481	池田町															
20	482	松川村															
20	485	白馬村															
20	486	小谷村															
20	521	坂城町															
20	541	小布施町															
20	543	高山村															
20	561	山ノ内町															
20	562	木島平村															
20	563	野沢温泉村															
20	583	信濃町															
20	588	小川村															
20	590	飯綱町															
20	602	栄村															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			5					5	5	5	4	1	5	3	2	3		
20	201	長野市	長野市男女共同参画センター	2004年4月1日	2	3	3,338	○	○	○	○		○				○	男女共同参画サポート事業(講座等支援・優良事業者表彰)
20	202	松本市	松本市女性センター	1999年4月1日	3	0	5,190	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20	203	上田市	上田市男女共同参画センター	2006年10月1日	3	1	5,040	○	○	○	○		○	○	○	○		女性団体育成事業、事業者表彰等
20	204	岡谷市																
20	205	飯田市																
20	206	諏訪市																
20	207	須坂市																
20	208	小諸市																
20	209	伊那市																
20	210	駒ヶ根市																
20	211	中野市																
20	212	大町市																
20	213	飯山市																
20	214	茅野市	家庭教育センター	1995年4月1日	1	3	5,112	○	○	○	○		○					子育て中の男性を対象とした講座の開催、男女共同参画推進を行う任意団体のサポートに関する事
20	215	塩尻市																
20	217	佐久市																
20	218	千曲市																
20	219	東御市																
20	220	安曇野市																
20	303	小海町																
20	304	川上村																
20	305	南牧村																
20	306	南相木村																
20	307	北相木村																
20	309	佐久穂町																
20	321	軽井沢町																
20	323	御代田町																
20	324	立科町																
20	349	青木村																
20	350	長和町																
20	361	下諏訪町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）																	
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									その他			
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究				
20	362	富士見町																		
20	363	原村																		
20	382	辰野町																		
20	383	箕輪町																		
20	384	飯島町																		
20	385	南箕輪村																		
20	386	中川村																		
20	388	宮田村																		
20	402	松川町																		
20	403	高森町	高森町女性活躍子ども子育て拠点施設	2018年5月1日	3	2	9,145	○	○	○				○	○					
20	404	阿南町																		
20	407	阿智村																		
20	409	平谷村																		
20	410	根羽村																		
20	411	下條村																		
20	412	売木村																		
20	413	天龍村																		
20	414	泰阜村																		
20	415	喬木村																		
20	416	豊丘村																		
20	417	大鹿村																		
20	422	上松町																		
20	423	南木曾町																		
20	425	木祖村																		
20	429	王滝村																		
20	430	大桑村																		
20	432	木曾町																		
20	446	麻績村																		
20	448	生坂村																		
20	450	山形村																		
20	451	朝日村																		
20	452	筑北村																		
20	481	池田町																		
20	482	松川村																		
20	485	白馬村																		
20	486	小谷村																		
20	521	坂城町																		
20	541	小布施町																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2021年4月1日現在で開設済の施設）																		
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業													
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他				
20	543	高山村																			
20	561	山ノ内町																			
20	562	木島平村																			
20	563	野沢温泉村																			
20	583	信濃町																			
20	588	小川村																			
20	590	飯綱町																			
20	602	栄村																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			3			19	1	5.3	19	0	0.0	58	0	0.0	50	0	0.0	3,883	71	1.8
20	201	長野市				1	0	0.0	1	0	0.0							476	9	1.9
20	202	松本市				1	0	0.0	2	0	0.0							487	11	2.3
20	203	上田市				1	0	0.0	1	0	0.0							241	1	0.4
20	204	岡谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							21	0	0.0
20	205	飯田市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
20	206	諏訪市				1	1	100.0	1	0	0.0							89	2	2.2
20	207	須坂市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	0	0.0
20	208	小諸市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	2	2.9
20	209	伊那市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	0	0.0
20	210	駒ヶ根市				1	0	0.0	1	0	0.0							16	0	0.0
20	211	中野市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	0	0.0
20	212	大町市				1	0	0.0	1	0	0.0							98	1	1.0
20	213	飯山市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
20	214	茅野市				1	0	0.0	1	0	0.0							98	6	6.1
20	215	塩尻市	1994年9月16日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							66	1	1.5
20	217	佐久市				1	0	0.0	1	0	0.0							238	4	1.7
20	218	千曲市				1	0	0.0	0	0								71	0	0.0
20	219	東御市				1	0	0.0	1	0	0.0							67	1	1.5
20	220	安曇野市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	1	1.2
20	303	小海町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
20	304	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	305	南牧村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	306	南相木村										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
20	307	北相木村										1	0	0.0	0	0		9	0	0.0
20	309	佐久穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0
20	321	軽井沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
20	323	御代田町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
20	324	立科町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	349	青木村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
20	350	長和町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	361	下諏訪町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	362	富士見町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
20	363	原村										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	382	辰野町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	383	箕輪町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	384	飯島町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	3	6.5
20	385	南箕輪村	2002年9月16日	南箕輪村男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
20	386	中川村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
20	388	宮田村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
20	402	松川町									1	0	0.0	1	0	0.0	72	4	5.6
20	403	高森町									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
20	404	阿南町									1	0	0.0	1	0	0.0	60	3	5.0
20	407	阿智村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	409	平谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	410	根羽村									1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
20	411	下條村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
20	412	売木村									1	0	0.0	0	0		7	0	0.0
20	413	天龍村									1	0	0.0	0	0		39	3	7.7
20	414	泰阜村									1	0	0.0	0	0		19	0	0.0
20	415	喬木村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
20	416	豊丘村									1	0	0.0	1	0	0.0	56	3	5.4
20	417	大鹿村									1	0	0.0	1	0	0.0	27	3	11.1
20	422	上松町									1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
20	423	南木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
20	425	木祖村									1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
20	429	王滝村									1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
20	430	大桑村									1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
20	432	木曾町									1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
20	446	麻績村									1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6
20	448	生坂村									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
20	450	山形村									1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
20	451	朝日村									1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
20	452	筑北村									1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
20	481	池田町									1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
20	482	松川村									1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
20	485	白馬村									1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
20	486	小谷村									1	0	0.0	1	0	0.0	52	3	5.8
20	521	坂城町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
20	541	小布施町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	543	高山村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	561	山ノ内町									1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
20	562	木島平村									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
20	563	野沢温泉村									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
20	583	信濃町									1	0	0.0	1	0	0.0	97	5	5.2
20	588	小川村									1	0	0.0	0	0		19	0	0.0
20	590	飯綱町	2006年2月12日	まちづくりの集い宣言決議 男女共同参画大会宣言	1						1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
20	602	栄村									1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード		1	2021年4月1日	2	その他														調査時点コード																	
都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード										
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
	小計			1,703	1,398	25,681	7,576	29.5					1,426	1,199	19,708	5,209	26.4	423	238	2,468	445	18.0	1,280	101	7.9	1,896	147	7.8								
20201	長野市	40.0	2022年3月	49	44	554	207	37.4	条例により設置されている審議会等						101	92	1,216	397	32.6	6	4	89	6	6.7				57	6	10.5	1		1			
20202	松本市	35.1	2023年3月	115	100	2,869	957	33.4	行政委員会、法律・条例により設置されている審議会等、要綱等により設置されている委員会等、法律に基づいて設置されている委員会等						41	37	1,050	233	22.2	6	6	42	12	28.6	54	5	9.3	55	5	9.1	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日
20203	上田市	40.0	2022年3月	68	64	894	331	37.0	地方自治法第180条5、202条3に基づく審議会等と法律、市の条例等により設置されている審議会等						52	48	894	331	37.0	6	4	63	10	15.9	44	3	6.8	45	3	6.7	1		1			
20204	岡谷市	40.0	2024年3月	41	38	777	256	32.9	法律又は政令により設置されている審議会、委員会等及び条例、規則、要綱等により設置されている会議等						23	23	293	80	27.3	6	5	30	7	23.3	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1			
20205	飯田市	30.0	2023年3月	102	76	1,838	558	30.4	地方自治法第180条5、202条2、202条3に基づく委員会、付属機関の委員及びその他法令による委員						78	67	1,485	511	34.4	6	4	55	8	14.5	39	6	15.4	40	6	15.0	2	2021年3月1日	2	2021年3月1日	2	2021年3月1日
20206	諏訪市	40.0	2023年3月	63	56	1,169	402	34.4	地方自治法180条の5に規定の委員会、民生委員法、諏訪市の条例・規則、諏訪市の要綱						30	26	364	108	29.7	6	4	37	5	13.5	33	5	15.2	34	6	17.6	1		1			
20207	須坂市	40.0	2023年3月	54	46	1,009	358	35.5	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会、会議等						31	29	562	202	35.9	6	4	31	7	22.6	34	6	17.6	35	6	17.1	1		1			
20208	小諸市	45%(期限なし)		52	49	969	370	38.2	地方自治法第180条の5、地方自治法第202の3、その他の政策・方針決定過程である委員会等						34	33	405	115	28.4	6	5	42	9	21.4	35	2	5.7	36	2	5.6	1		1			
20209	伊那市	30.0	2022年3月	74	65	1,265	346	27.4	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等						33	31	787	160	20.3	6	3	51	5	9.8	35	3	8.6	36	3	8.3	1		1			
20210	駒ヶ根市	33.0	2022年3月	52	47	1,041	292	28.0	要項等に設置されている会議等						20	18	293	87	29.7	6	4	42	6	14.3				38	5	13.2	1		1			
20211	中野市	35.0	2021年度	54	46	789	254	32.2	地方自治法第180条の5及び第203条の3に基づく審議会等と法律、市の条例等により設置の審議会等						32	30	444	133	30.0	5	3	34	6	17.6	36	4	11.1	37	4	10.8	1		1			
20212	大町市	40.0	2023年3月	45	41	605	158	26.1	法律、政令、条例により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等、人権擁護委員、民生児童委員、市議会議員						37	35	455	102	22.4	6	4	44	6	13.6	35	1	2.9	36	1	2.8	1		1			
20213	飯山市	35.0	2025年3月	29	19	270	64	23.7	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等						23	18	237	58	24.5	5	2	33	6	18.2	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1			
20214	茅野市	35.0	2023年	48	38	712	196	27.5	法律、政令等により設置されている審議会、委員会等						12	11	209	50	23.9	6	3	35	5	14.3	41	5	12.2	42	5	11.9	1		1			
20215	塩尻市	平成29年度までに38.3%		12	12	175	40	22.9	防災会議、民生委員推薦会、国民健康保険運営協議会、環境審議会、交通対策会議、公民館運営審議会、社会教育委員会、図書館協議会、地方文化財保護審議会、博物館協議会、都市計画審議会						11	11	147	40	27.2	6	5	36	9	25.0				33	7	21.2	1		1			
20217	佐久市	33.0	2022年3月	42	41	643	168	26.1	法律、政令または条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3に基づくもの)						42	41	643	168	26.1	6	3	64	6	9.4	40	2	5.0	41	2	4.9	1		1			
20218	千曲市	令和7年4月1日現在40%		46	45	616	171	27.8	地方自治法第202条の3、第180条の5及び法律・条例・規則・要綱・規定等により設置されている審議会・委員会・懇話会・協議会・会議等						18	18	273	85	31.1	5	4	29	8	27.6	30	6	20.0	31	6	19.4	1		1			
20219	東御市	40.0	2021年4月	46	37	602	196	32.6	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等、自治推進委員、人権擁護委員、福祉委員、PTA会長、公民館長、議会議員						9	9	139	37	26.6	6	5	40	7	17.5				30	3	10.0	1		1			
20220	安曇野市	35.0	2023年3月	58	48	788	173	22.0	法律、政令又は条例、規則等により設置されている審議会、委員会、会議等						33	25	515	93	18.1	6	5	41	7	17.1	38	5	13.2	39	5	12.8	1		1			
20303	小海町								5	5	44	10	22.7	5	2	27	3	11.1												1		1				
20304	川上村								8	4	94	15	16.0	5	2	25	4	16.0									30	0	0.0	1		1				
20305	南牧村								11	8	88	18	20.5	5	1	21	3	14.3									13	0	0.0	1		1				
20306	南相木村								13	11	97	19	19.6	5	2	22	3	13.6									10	2	20.0	1		1				
20307	北相木村								10	8	70	19	27.1	5	2	24	3	12.5									13	0	0.0	1		1				
20309	佐久穂町	計画の推進により達成値を高めていく。		8	8	86	24	27.9	法律又は政令により設置されている審議会等						8	8	86	24	27.9	5	3	35	6	17.1	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1			
20321	軽井沢町	40.0	2023年3月	39	33	473	149	31.5	法律により設置されている委員会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、地方自治法第138条の4又は202条の3に基づく委員会等						32	28	395	112	28.4	5	3	34	8	23.5				38	5	13.2	1		1			
20323	御代田町	30.0	2026年3月	23	17	217	41	18.9	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会						19	16	206	34	16.5	5	2	27	5	18.5	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1			
20324	立科町	30.0	2025年3月	7	5	87	13	14.9	市町村防災会議・民生委員推薦会・国民健康保険運営協議会・立科町青少年問題協議会・社会教育委員会・文化財保護委員会・開発審査会						16	13	196	39	19.9	5	2	26	3	11.5	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1			

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード				
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他					
20349	青木村	各審議会により目標設定	2025年3月	7	7	78	13	16.7	法律または政令により設置されている審議会等						7	7	78	13	16.7	5	4	25	6	24.0			33	4	12.1	2	2025年3月31日	1		1			
20350	長和町								法律又は政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会委員会等						11	5	156	18	11.5	5	2	24	3	12.5	32	0	0.0	33	0	0.0	1		1				
20361	下諏訪町	40.0	2025年3月	53	29	1,299	356	27.4	法律又は政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会委員会等						17	13	185	35	18.9	5	5	21	5	23.8	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1				
20362	富士見町	35.0	2022年3月	21	14	232	42	18.1	上記すべて						21	14	232	42	18.1	5	3	31	5	16.1			26	0	0.0	1		1					
20363	原村								地方自治法(第180条の5)に基づく審議会等						26	24	258	76	29.5	5	2	24	4	16.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1				
20382	辰野町	50.0	2026年3月	23	21	267	71	26.6	地方自治法に基づく審議会等						13	12	187	40	21.4	5	3	27	6	22.2	33	3	9.1	36	3	8.3	1		1				
20383	箕輪町	30.0	2022年3月	60	38	609	159	26.1	町特別職の職員等の名簿録の委員						25	22	311	74	23.8	5	3	36	7	19.4			30	5	16.7	2	2021年7月1日	2	2021年7月1日	2	2021年7月1日		
20384	飯島町	30.0	2024年3月	38	30	445	113	25.4	法律および条例・規則等により設置されている審議会、懇談会、会議など						15	13	193	41	21.2	5	2	25	4	16.0	40	8	20.0	41	8	19.5	1		1				
20385	南箕輪村	30.0	2022年3月	19	14	166	54	32.9	法律によって設置されている審議会・委員会等(村男女共同参画行動計画による)						20	17	275	61	22.2	5	3	28	6	21.4	21	1	4.8	22	1	4.5	2	2021年7月1日	2	2021年7月1日	2	2021年7月1日	
20386	中川村	25.0	2023年3月	28	20	234	48	20.5	地方自治法(180条の5)に基づく委員会等、地方自治法(202条の3)に基づく審議会等						23	16	212	42	19.8	5	4	22	6	27.3	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1				
20388	宮田村	38.0	2026年3月	38	26	426	128	30.0	地方自治法(第202条の3)、地方自治法(180条の5)						33	22	401	121	30.2	5	4	25	7	28.0	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1				
20402	松川町	33.3	2024年3月	38	34	509	136	26.7	附属機関等審議会						13	12	166	48	28.9	5	3	21	6	28.6	8	0	0.0	10	0	0.0	1		1				
20403	高森町	29.4	2026年3月	29	21	298	79	26.5	町内で開催する審議会等						12	10	121	36	29.8	5	2	28	5	17.9	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1				
20404	阿南町														7	4	77	27	35.1	5	2	34	2	5.9	9	0	0.0	10	0	0.0	1		1				
20407	阿智村														9	8	109	32	29.4	5	1	36	1	2.8	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1				
20409	平谷村														1	1	4	1	25.0	5	3	20	5	25.0						1		1					
20410	根羽村														7	2	64	2	3.1	5	3	23	5	21.7			12	0	0.0	1		1					
20411	下條村														8	3	105	21	20.0	5	3	25	5	20.0			42	0	0.0	1		1					
20412	栗木村														4	2	38	3	7.9	5	4	23	5	21.7	3	0	0.0	4	0	0.0	1		1				
20413	大蔵村														3	2	29	2	6.9	5	2	24	3	12.5	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1				
20414	泰基村														10	7	79	14	17.7	4	2	24	4	16.7	9	0	0.0	10	0	0.0	1		1				
20415	蕎木村	33.0	2023年3月	14	11	164	34	20.7	法律、政令又は条例により設置されている審議会等						14	11	164	34	20.7	5	2	29	2	6.9	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1				
20416	豊丘村	25.0	2023年3月	52	32	575	119	20.7	豊丘村執行機関の付属機関の設置等に関する条例に掲げられている審議会等						19	15	246	58	23.6	5	2	25	5	20.0			14	2	14.3	1		1					
20417	大鹿村														13	7	120	11	9.2	5	4	22	4	18.2	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1				
20422	上松町														28	21	360	69	19.2	5	3	23	5	21.7	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1				
20423	南木曾町	19.5	2022年4月	17	16	201	50	24.9	法規審査委員会委員、機構検討委員会委員、公有財産管理委員会委員、情報化推進・情報セキュリティ委員会委員、電算事務連絡委員会委員、建設工事入札参加資格審査委員会委員、地域バス対策連絡調整会議委員、広報編集委員会委員、事務等改善推進委員会委員、住民窓口事務等研究ワーキンググループ、南木曾町役場地球温暖化防止実行計画推進委員会委員、定住対策検討委員会委員、人材育成推進委員会委員、衛生委員会委員、地域医療検討チーム、働き方改革検討委員会委員						16	12	210	96	45.7	5	3	39	11	28.2					1		1						
20425	木祖村														7	6	82	17	20.7	5	2	23	3	13.0			35	1	2.9	1		1					
20429	王滝村														7	6	46	9	19.6	5	2	24	5	20.8	11	0	0.0	12	0	0.0	1		1				
20430	大桑村														9	5	104	16	15.4	4	2	21	2	9.5	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1				
20432	木曾町														16	11	210	34	16.2	5	3	26	4	15.4	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1				
20448	麻績村	22.0	2025年3月	27	14	272	33	12.1							5	4	53	6	11.3	5	2	23	3	13.0	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1				
20450	山形村	40.0	2023年3月	6	6	55	24	43.6	法律又は政令により設置されている審議会等						6	6	55	24	43.6	5	4	28	8	28.6					1		1						
20451	朝日村	25.0	2025年3月	21	17	294	59	20.1	附属機関設置条例に基づく審議会等。						30	25	387	82	21.2	5	2	26	4	15.4	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1				
20452	筑北村														10	8	104	13	12.5	5	4	27	7	25.9	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1				
20481	池田町														5	5	56	14	25.0	5	3	65	32	49.2	27	3	11.1	28	3	10.7	1		1				
20482	松川村	40.0	2023年3月	45	38	530	179	33.8	法律または法令または要綱等により設置されている審議会等						7	6	89	34	38.2	5	4	27	8	29.6	0	0		18	0	0.0	1		1				
20485	百鬼村														10	8	132	29	22.0	5	2	28	4	14.3			24	1	4.2	1		1					
20486	小倉村														8	6	73	20	27.4	5	2	25	3	12.0	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1				
20521	坂城町														10	9	123	28	22.8	5	4	27	5	18.5			22	2	9.1	1		1					
20541	小布施町														7	7	70	19	27.1	5	3	23	6	26.1			20	2	10.0	1		1					
20543	高山村														3	3	45	4	8.9	4	2	29	5	17.2	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1				
20561	山ノ内町	25.0	2021年3月	34	30	506	138	27.3	法律又は政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等						5	4	33	6	18.2	5	3	33	5	15.2					2	2021年3月31日	1		1				
20562	木島平村														10	9	87	30	34.5	2	2	14	3	21.4						1		1					
20563	野沢温泉村														10	6	105	18	17.1	5	3	19	4	21.1			20	0	0.0	1		1					
20583	信濃町														3	1	28	2	7.1	5	2	32	5	15.6			18	0	0.0	2	2020年4月1日	1		1			
20588	小川村														23	16	210	53	25.2	5	2	21	4	19.0	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1				
20590	飯綱町	30.0	2030年3月	6	5	73	17	23.3	法律又は政令により設置されている審議会等及び委員会、条例、規則等により設置されている委員会等、要綱等により設置されている懇談会等						6	5	73	17	23.3	5	4	30	8	26.7	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1				
20602	栄村														8	6	74	13	17.6	5	2	23	4	17.4	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1				

調査時点		調査年度は2021年7月1日(その他2021年4月1日)		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、適宜に事例が無い。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
						議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選じた場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、適宜に事例が無い	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
						17	22	6	32	1の合計	56	11	0	29	3			29	29	30	30	33	26	
						2	6			2の合計	8	45	30	27	53			13	13	12	14	26	14	
										3の合計	13		26	0	0			1	1	1	1	1	3	
										4の合計	0							34	34	34	32	17	34	
20	201	長野市	1	長野市議員旧姓使用取扱要綱 第2 議員は、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 単に氏名が記載されたもので、対外的に特別な効果を生ずるもの以外のもの (2) 専ら組織内部で使用されるもので、容易に議員の同一性を確認できるもの (3) 議員の権利義務に係るもので、議員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (4) 第1号に掲げるもののほか、市長が妥当であると認めるもの	長野市議会	1	1	2	1	長野市議会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1	
20	202	松本市	2		松本市議会	1	2	2	1	松本市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
20	200	上田市	1	上田市職員取扱規定 (旧姓の使用) 第17条 職員(余科年度任用職員を除く。以下この条から第22条までにおいて同じ。)は、次に掲げる場合を除く。特例、専ら組織内部での使用(印鑑等)によるもの、および戸籍上の氏名を改めた後も、当該特例等に規定する期間の戸籍上の氏名(以下「旧姓」という。)を、在任の承認を受けて使用することができるものとする。 1. 法律等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 2. その他旧姓の使用により職務執行上又は事務処理上特種の支障を生じざるおそれがある市長が認める場合 3. 前項の規定により市長の承認を受けた旧姓を使用する職員は、前項各号に定める場合を除き、旧姓を使用しなければならない。 (平27訓令19号、平27訓令19号一部改正) (旧姓の使用の申請) 第18条 議員は、旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓及び特例等によって改めた後の戸籍上の氏名を記載する書表を提出し、旧姓使用申請書(様式第9号)を市長に提出し、取添書類を提出しなければならない。 (平27訓令19号1項3号の一部改正) (旧姓の使用の承認の通知) 第19条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認書(様式第9号)を市長を通じて当該議員に通知するものとする。 (他の任命権者の旧姓使用承認を受けた者の取扱い) 第20条 市長以外の任命権者から旧姓使用の承認を受けた議員については、当該承認を受けたことを証する書表等の写しを所長を経て総務課長に提出することにより旧姓使用を承認したものとみなし、前2条の規定による手続を省略することができる。 (平27訓令19号一部改正) (旧姓使用中止届出書) 第21条 市長の承認を受けて旧姓を使用している議員がその旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第9号)を所長を経て総務課長に提出しなければならない。 (平27訓令19号一部改正) (旧姓の使用等者の責務) 第22条 所長は、所属議員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう務めるものとする。 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって常に市長及び職員等に誤解や混乱を生じないよう努めなければならない。 3 総務課長は、旧姓を使用する議員の戸籍上の氏名、使用する旧姓、旧姓使用承認日、旧姓使用開始日及び旧姓使用停止日その他必要な事項を人事記録として、適切に管理しなければならない。 (平3訓令3号一部改正)	上田市議会	1	2	2	1	上田市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 3 議員は、配偶者の出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	1
20	200	上田市																						

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の期間について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。		1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上ではない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
20	214	茅野市	茅野市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命書の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	茅野市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
20	216	塩尻市	塩尻市職員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、職員間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	塩尻市議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4	4
20	217	佐久市	佐久市職員旧姓使用取扱規程 第3条第1項 旧姓を使用することができる文書等は、法曹上特別な効果を生じおそれがないか、職員の同一性の確保が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないもので、おおむね表第1に掲げるものとする。	佐久市議会	1	2	2	1		1		1	1	1	1	1	1	2
20	218	千曲市		千曲市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
20	219	東御市	東御市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、市長の承認を得て、専ら職員の間で使用する文書、簡易な文書等で、職務遂行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	東御市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
20	220	安曇野市	安曇野市職員職務規程 第10条 職員は、改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏名改称のことという。以下同じ。)をした後引き続き改姓前の氏又は住民票の通称欄に記載されている通称(以下これを「旧姓等」という。)を職場での呼称及び文書等に使用することができる。	安曇野市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
20	303	小海町		小海町議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	1	1
20	304	川上村		川上村議会	2							2	2	2	2	2	2	2
20	305	南牧村		南牧村議会	1	2	3	2		2		4	4	4	4	4	4	4
20	306	南相木村		南相木村議会	1	2	3	2		2		2	2	2	2	2	2	2
20	307	北相木村		北相木村議会	4							4	4	4	4	4	4	4
20	309	佐久穂町		佐久穂町議会	2							2	2	2	2	2	2	2

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の繰越については減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い										
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
20386	中川村	所 則 (施行期日) 1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の実施前に労働等により尹建上の長を欠けた議員は、この訓令の施行日から起算して60日以内、所長を経て総務課長に第4条の旧姓使用届を提出することにより旧姓の使用の承認を受けることができる。 条 章 所 則(平成23年9月13日訓令第4号) この訓令は、平成23年9月13日から施行する。																			
20388	宮田村	4		宮田村議会	1	2	3	2				2	2	2	1	1	1	1	1		
20402	松川町	2		松川町議会	1	2	2	1	松川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合はあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1	3	
20403	高森町	4		高森町議会	3								4	4	4	4	4	4	4		
20404	河内町	4		河内町議会	1	2	3	2				2	2	2	2	2	2	2	2		
20405	河野村	2		河野村議会	1	2	3	2				4	4	4	4	4	4	4	4		
20406	平谷村	2		平谷村議会	2							4	4	4	4	4	2	4	4		
20410	櫻羽村	4		櫻羽村議会	2							4	4	4	4	1	4				
20411	下條村	4		下條村議会	2							4	4	4	4	4	4	4	4		
20412	売木村	3		売木村議会	1	2	3	2				4	4	4	4	2	4				
20413	天龍村	3		天龍村議会	1	1	3	2				4	4	4	4	4	4	4	4		
20414	森島村	3		森島村議会	2							4	4	4	4	2	4				
20415	熊木村	2		熊木村議会	1	2	3	2				4	4	4	4	2	2				
20416	豊丘村	4		豊丘村議会	3							4	4	4	4	2	4				
20417	大蔵村	4		大蔵村議会	2				上松町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合はあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	2	2	2	2	2	2	2	2		
20422	上松町	4		上松町議会	1	1	2	1				2				1	1	1	1	1	
20423	南木曾町	4		南木曾町議会	1	1	3	2				2				4	4	4	4	4	4
20426	木祖村	4		木祖村議会	1	2	2	1				2				1	1	1	1	1	1
20429	玉滝村	2		玉滝村議会	1	2	2	1				2				1	1	1	1	1	1
20430	大桑村	4		大桑村議会	1	2	2	1				2				1	1	1	1	1	4
20432	木曾町	4		木曾町議会	1	2	3	2				2				3	3	3	3	3	3
20446	麻績村	4		麻績村議会	3											1	1	1	1	1	4
20448	生坂村	4		生坂村議会	3											4	4	4	4	4	4

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
市区町村	議員の両立支援体制に関する調査	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。				問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。		
市区町村	議員の両立支援体制に関する調査	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っており、今後取組む予定もない。	1. 関する規定があるが、ハードウェアを揃えている。 2. 関する規定があるが、ハードウェアを揃えていない。 3. 関する規定がないが、ハードウェアを揃えている。 4. 関する規定がないが、ハードウェアを揃えていない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っており、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)							
201	長野市	4	4	3	0	0	0	0		2	1		2		
202	松本市	2	2	3	0	0	0	0		29	14		67		
203	上田市	4	4	3	0	0	5	0		46	1		8		
204	岡谷市	4	4	1	0	0	0	0		0	61		2		
205	飯田市	4	4	1						3	2		2		
206	諏訪市	4	4	3						3	4		2		
207	須坂市	4	4	3						2	2		2		
208	小穂市	4	4	3									2		
209	伊那市	4	4	3						2	4		2		
210	駒ヶ根市	4	4	2						3	4		2		
211	中野市	4	4	1			3			2	4		2		
212	大町市	4	4	3						3	4		2		
213	飯山市	4	4	3						3	4		2		
214	茅野市	4	4	3						3	4		2		
215	塩尻市	4	4	3						3	4		1		
216	佐久市	4	4	3						3	2		3		
217	千曲市	4	4	3						3	2		2		
218	東御市	4	4	2						2	4		2		
219	安曇野市	1	1	2						2	4		2		
220	小海町	4	4	2						2	4		2		
221	川上村	4	4	2						2	4		2		
222	南牧村	4	4	3						3	4		2		
223	青木村	4	4	3						2	4		2		
224	北栢木村	4	4	3						3	4		2		
225	佐久穂町	4	4	2						2	2		3		
226	碓氷郡	4	4	3						3	2		2		
227	碓氷郡	4	4	2						2	4		2		
228	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
229	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
230	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
231	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
232	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
233	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
234	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
235	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
236	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
237	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
238	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
239	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
240	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
241	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
242	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
243	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
244	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
245	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
246	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
247	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
248	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
249	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
250	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
251	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
252	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
253	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
254	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
255	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
256	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
257	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
258	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
259	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
260	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
261	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
262	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
263	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
264	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
265	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
266	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
267	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
268	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
269	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
270	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
271	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
272	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
273	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
274	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
275	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
276	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
277	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
278	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
279	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
280	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
281	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
282	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
283	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
284	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
285	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
286	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
287	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
288	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
289	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
290	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
291	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
292	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
293	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
294	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
295	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
296	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
297	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
298	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
299	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
300	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
301	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
302	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
303	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
304	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
305	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
306	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
307	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
308	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
309	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
310	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
311	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
312	碓氷郡	4	4	3						3	4		2		
313	碓氷郡	4	4	3											

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問10 議員の利用することので きる授乳室等が議会に設 置または提供されている か。	問11 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組が 行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合 該当部分の素文(本文)を記入してくださ い。	問14 男女共同参画に関する研 究(ハラスメント防止に関す るもの以外)を行っていま すか。	問15 議会において、選称又は旧 称の使用を認めています か。	問16 問15で、1.を選択した場合 該当部分の素文(本文)を記入してくださ い。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。					
	町	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。 (臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置さ れている。(常設) 2. 授乳室に必要な場所 の設置または提供がされ ている。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っており、今後 取組む予定もない。	に1 関 定すハ 等する (等 ラ)を 規定 が定メ ある ハ ン ト 倫 理 防 止 規 止	す2 るハ を 議 員 ラ 向 ス け テ 相 談 室 に 口 開 すハ も す ハ も 行 う ラ づ ク 議 員 ラ 向 メ ン ト 研 究 修 正	に3 関 も す ハ も 行 う ラ づ ク 議 員 ラ 向 メ ン ト 研 究 修 正	4 そ の 他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っており、今後、取 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事柄も判断し たこともない。			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場 合 該当部分の規定を記入してください。
20	414	桑原村	4	4	2					2	4			2	
20	415	高木村	4	4	2					2	4			2	
20	416	豊丘村	4	4	3					3	4			2	
20	417	大庭村	4	4	2					2	4			2	
20	422	上松町	4	4	3					3	4			2	
20	423	南木曾町	4	4	3					3	4			2	
20	425	木祖村	4	4	3					2	4			2	
20	429	玉滝村	4	4	3					3	4			2	
20	430	大桑村	4	3	3					3	4			2	
20	432	木曾町	4	4	3					3	4			2	
20	440	御蔵村	4	4	2					2	4			2	
20	448	生坂村	4	4	3					3	4			2	
20	450	山形村	4	4	2					2	2			2	
20	451	朝日村	4	4	2					2	4			3	
20	452	筑北村	4	4	2					2	4			2	
20	481	池田町	4	4	2					2	4			3	
20	482	松川村	4	4	3					3	4			2	
20	483	白馬村	4	4	2					2	2			2	
20	489	小谷村	4	4	3					3	4			2	
20	521	稲城町	4	4	2					2	4			2	
20	541	小布施町	4	4	3					3	4			2	
20	543	高山村	4	4	3					3	4			2	
20	561	山ノ内町	4	4	2					2	2			2	
20	562	木島平村	4	4	2					2	4			2	
20	563	野沢温泉村	4	4	3					3	4			2	
20	583	常盤町	4	4	3					3	2			3	
20	588	小川村	4	4	3					3	4			2	
20	590	坂綱町	4	4	3					2	4			2	
20	603	桑村	4	4	2					3	4			3	